

## 検討のためのたたき台・その2〔改訂版〕

（第1－1 被告人に，公判期日外における裁判所その他の機関への出頭や報告をする義務を課すこと）

## 第1-1 被告人に、公判期日外における裁判所その他の機関への出頭や報告をする義務を課すこと

### 1 考えられる制度の枠組み

(1) 裁判所は、保釈され又は勾留の執行を停止されている被告人の公判期日への出頭を確保するため必要があると認めるときは、被告人に対し、次の事項を命ずることができるものとする。

ア 指定の日時に、指定の場所に出頭すること

イ 就業・就学の状況、居住状況その他の裁判所が定める事項を報告すること

(2)ア (1)による命令に違反して、正当な理由なく、出頭せず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、検察官の請求により又は職権で、決定で保釈又は勾留執行停止を取り消すことができるものとする。

イ (1)による命令に違反して、正当な理由なく、出頭せず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合の罰則を設ける。

### 2 検討課題

(1) 命令の内容

○ 裁判所以外の機関・場所への出頭も命じ得るものとするか

(2) 出頭・報告の状況や報告内容の伝達

○ 被告人の出頭・不出頭、報告内容等を検察官に通知する仕組みとするか

(3) 命令違反があった場合の措置

○ 命令違反を理由とする罰則を設ける必要性・相当性はあるか

○ 罰則の法定刑は、どのようなものとするか